叡山文庫所蔵の『事林広記』写本について

宮　紀子

【要約】『事林広記』は、南宋末期に陳元靚が編んだ『博聞録』を下敷きに、大元ウルスから明代にかけて、改訂版が絶えず出された絵入りの百科事典である。朝鮮半島や日本でも王侯貴族、官僚、僧侶等に愛用され、時代と地域を超え共通の文化を育むのに役立った。いくつもの版本が伝来するが、さいきん、京都五山の禅僧の手を経て対馬藩の宗家にもたらされ、朝鮮通信使との外交の場で用いられていたと思しき元刊本が出現した。それは、どのテキストの内容よりも古く、南宋、金朝治下の官僚制度や朝廷の儀礼に関する図、解説、いまは散逸して伝わらない『泰和律令』や『至元大典』の一部等を収録していた。さらに今回、この貴重な元刊本の欠落箇所をほぼすべて補う写本が、天台宗の典籍を集積する叡山文庫から見つかった。その結果、世祖クビライ時代の官僚制度や政体、ひいてはこれまで使用に供されてきたさまざまな一次資料に対する認識は、大きな変更を迫られることとなった。

史林　九一巻三号　二〇〇八年五月

一　はじめに

『事林広記』は、南宋末期に福建の建安で活躍した陳元靚の『博聞録』を下敷きに、大元ウルスから明代にかけて、絶えず改訂版が出されつづけた絵入りの百科事典である。朝鮮半島、日本でも、つねに王侯貴族、官僚、僧侶たちの座右に置かれ、時代と地域を超えて共通の文化を育むのに最大の貢献を果たした。室町時代の公家や禅僧が漢籍の講義にあたっ

て作成した準備ノートや学生たちが講義を聞いてその場で筆録したノート――抄物、あるいは名家の秘伝・奥義書にもしばしば引用されている。現在、日本を中心に複数のテキストがのこっているが、大元時代の姿を伝える版本としては、これまで以下の五種が知られていた。[1]

① 和刻本：『新編群書類要事林広記』甲集十二巻乙集四巻丙集五巻丁集十巻戊集十巻己集十巻庚集十巻辛集十巻壬集十巻癸集十三巻計九四巻　泰定二年（一三二五）の刊本を元禄十二年（一六九九）に重刊

② 西園精舎本：『新編纂図増類群書類要事林広記』前集十三巻後集十三巻続集十三巻（巻五～巻九闕）別集十一巻（巻五闕）計五〇巻　国立公文書館内閣文庫蔵　至順年間（一三三〇～三三）刊

③ 椿荘書院本：『新編纂図増類群書類要事林広記』前集十三巻後集十三巻続集八巻別集八巻計四二巻　台湾故宮博物院蔵　至順年間（一三三〇～三三）刊

④ 鄭氏積誠堂本：『纂図増新群書類要事林広記』甲～癸集各上下二巻計二〇巻　中国北京大学図書館・宮内庁書陵部・佐賀武雄市教育委員会蔵　後至元六年（一三四〇）刊

⑤ 零本：『纂図増新群書類要事林広記』丁集上下二巻　金沢市立図書館蔵　元刊

そして、①はもとの南宋時代の『博聞録』の状態をあちこちに留め、「～類」ではなく「～門」で分かたれており、至元年間に成立したテキストに泰定二年の段階での情報を加えて編集しなおしたもっとも古い系統のテキスト、②③は①と構成・内容を大きく異にし、至順年間に最新の情報を加えたもの、④⑤は①と同様「十干」によって集を分かつが、内容は②③を踏まえたテキスト、という大まかな理解がなされている。なかには、いくつかの仮想テキストを設定し、現存の諸版本をすべて直線で連結する系統図を提示した研究者さえあった。[2]

ところが、さいきん、①よりもさらに古い情報をのこしつつ、同時に①と②③を結びつけ、その関係を解き明かす鍵となる学界未知の元刊本が出現した。

⑥　対馬宗家旧蔵本：『新編纂図群書類要事林広記』前集二一巻後集二二巻続集二四？巻（巻十六、巻二一～巻二三、巻二五以降闕）別集二〇巻（巻二一～巻四闕）計八七？巻　長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵　元刊

がそれである。②③④とことなり封面、刊記がないため、刊行年および発行機関（書肆）は不明である。「慶福院」の所蔵印から、おそらくは14世紀に外交もしくは留学目的で大元ウルスに赴いた僧侶が、京都の五山に将来したテキストで、江戸時代に朝鮮との文書のやり取りや通信使の接待を担当した以酊庵の輪番僧が、参考書として対馬に携帯していったものと推測される。ひじょうに精緻、鮮明な印面にくわえ、同時期のフレグ・ウルスのミニアチュールと連動する挿絵もあり、こんご版画史において特筆されることは疑いない。『博聞録』時代の半葉12行×18字の版を最大限に活かしつつ、新たに13行×23字（「増類」される以前の元貞～大徳年間のテキスト）の版式で、モンゴル朝廷によって削除命令の出た箇所や欠落部分にかわる情報を盛り込み補充、編集しなおしたテキストを底本とする。古い形をとどめる『事林広記』の需要もつづいていたからである。どうしても足りない部分は、最新の14行×24字（大徳～延祐年間の増類本）の版で補填された。三種の版式が混在するこの「合わせ本」は、ある意味、編集当初から後世における成立過程の分析、それぞれの記事の年代批定を予想、期待したテキストだった。しかも、ほかの諸版本にみられない南宋、金朝治下の官僚制度や朝廷の儀礼に関する図、解説が、相当量、収録されていた。いまは散逸して伝わらない『泰和律令』、世祖クビライ期の『至元大典』の一部なども載っている。

この貴重な根本資料の概容は、とくに重要な挿図とともに、既にふたつの場において紹介したが、その過程で、禅宗のみならず、栄西や道元、日蓮、一遍、法然、親鸞等多くの祖師が学んだ天台宗は比叡山の延暦寺でも、①より早い『事林広記』を所有、利用していたという事実を指摘した[3]。

すなわち、延暦寺の僧侶、光宗遍照が著した『渓嵐拾葉集』三百巻は、日本の中世史において、顕密はもとより医方・俗書・歌道・兵法・術法・工巧・算術など百科全書的な内容をもった書物として知られているが、その知識がどこから得

られたものかということには注意がまったく払われていなかった。巻頭の「縁起」に重要参考書として書名がちゃんと挙がっているにもかかわらず。現行のテキストでは、『事林広記』の原文、挿絵が纏まって引用されていたと思しき第六雑記部「三才規範」、「古今芳談」が欠落しており、しかも教団にとってとくに重要な顕部、密部、戒部を中心に全体の約三分の一しかのこっていない。それも一因ではあったろう。学界全体の傾向として、日本におけるこの時代の支配者層が共有していた「知」の体系、文化サークルの整理、分析が進んでいないこと――具体的には漢籍、抄物等の調査の重要性に対する認識が希薄で、中国、朝鮮半島との政治・文化上の交流という分野が現実には未開拓なままであること、が最大の原因だろうが。いずれにせよ、『渓嵐拾葉集』の執筆年代から、『事林広記』が遅くとも文保二年／延祐五年（一三一八）の段階で日本に到来していた事実、したがって天台宗の僧侶たちが至順刊本よりも古いヴァージョンのテキストを読んでいたことは動かない。④

また、延暦寺の傘下の門跡寺院、山科毘沙門堂には、巻末に『事林広記』の前身たる『博聞録』の抜粋を載せる『篆隷文体』が蔵される。後醍醐天皇の周辺では、『博聞録』、『事林広記』が、その政治理念を支え、大陸の最新の知識を得る重要な書物として利用されたが、ほかならぬかれの息子たち――護良、宗良両親王はかつて天台座主をつとめ、また、それゆえにこそ鎌倉幕府との対峙のさいに比叡山の協力を得ることができたのである。

交通、軍事の要でもあった延暦寺は、周知のごとく、元亀二年（一五七一）、足利義昭将軍および朝倉、浅井の両軍に与したことから、織田信長の焼き討ちに遭い、最澄以来、円仁、円珍をはじめ歴代の留学僧や外交使節、博多の商人、末寺の神人等がもたらし秘蔵されてきた舶来品をはじめ多くの寺宝が失われた。典籍も例外ではなかった。ただ、豊臣、徳川両家の支援もあって、舟橋秀賢（明経道の清原国賢の息子で、圓光寺の閑室元佶とともに銅活字による出版事業に寄与した。近衛家や勧修寺家などの公家はもとより、五山、比叡山、高野山、興福寺等を結びつける当時の文化サークルの中心人物の一人）の手になる『慶長日件録』が伝えるごとく、はやくも慶長九年（一六〇四）頃には、『毛詩』の古活字版の刊行に携わるなど、復興の

兆しを見せている。⑤さらに、天海大僧正の指揮下、ふたたび天台宗にかかわる資料を中心に内典、外典の収集が開始され、比叡山周辺で所蔵する貴重書の筆写が精力的に進められた。つてを最大限に活かし、公家や五山の所蔵する典籍も借り出して移録、校勘がなされた。集積されたそれらの典籍、絵図、古文書類は、大正十年（一九二一）以降、広く一般の利用に供することを目的として滋賀院門跡のすぐそばの叡山文庫に一括移管された。真如蔵、天海蔵はことに有名である。現在もなお整理作業が続けられ、蔵書の全貌を明らかにする目録も順次公刊されつつある。

こうした状況からすれば、自然、叡山文庫に光宗遍照がみたテキストがのこっているのではないか、と期待がされる。そして、じっさい、当地に赴くと、そこには写本ながらこれまで知られていない系統の元刊本の姿を伝える『事林広記』が眠っていたのである。⑥

① 木田章義ほか編『学びの世界――中国文化と日本――』（京都大学附属図書館・総合博物館・文学研究科 二〇〇二年）、宮紀子「附属図書館の珍本――公開展示『学びの世界』の選書から――」（『静脩』三九―三 二〇〇二年一二月）、同『モンゴル時代の出版文化』（名古屋大学出版会 二〇〇六年）

② 森田憲司「王朝交代と出版――和刻本事林広記から見たモンゴル支配下中国の出版」（『奈良史学』二〇 二〇〇二年一二月）

③ 宮紀子『モンゴル帝国が生んだ世界図』（日本経済新聞出版社 二〇〇七年）、同「対馬宗家旧蔵の元刊本『事林広記』について」（『東洋史研究』六七―一 二〇〇八年六月）

④「渓嵐拾葉集縁起」（文保三年正月 金剛光宗記）

一、兵法事
　義憲法印　義源僧都　定宗法印　栄俊阿闍梨
　以上　黄石公傳　神明相傳等
一、術法事
　公慶僧都　慶盛阿闍梨　観慶阿闍梨
　以上
一、作業
　通又傳　依事林広記　智乗大徳
　以上
一、工巧事
　傳信和尚　公慶僧都
　以上
一、算術事
　公慶僧都　性圓阿闍梨　事圓禅師
　以上大綱依学師等也云々

「作業」の部分のみ前後の体例と異なるので、脱文、行の混乱などがあるとみられるが、『事林広記』が使用されたことはまちがいない。

⑤『慶長日件録』第一、九年「二月廿九日」、「三月廿八日」、「四月六日」、「十二月廿三日」、第二「十年八月廿九日」、第三「十一年十月六

日」

⑥ ①の和刻本の序文を書いた宇都宮由的が、一六八〇年代、京都遊学中にみたのも写本であった。

二　比叡山延暦寺恵心院の『事林広記』

その未紹介の『事林広記』（請求番号：別当代蔵書／外典／一一／二／二七一）は、外寸縦二七・八×横一九・八cm、薄黄土色の紙表紙、四ツ目袋綴。半葉二一・〇×一六・六cm、四周双辺の板框に金釘流に近い書体で墨筆をもって写される。奥書等が一切ないので、いつ誰の手によったのかまったく不明だが、紙質からすれば江戸期の写本だろう。全八冊、第一冊目の表紙右下に墨書されるように横川兜率谷の恵心院の蔵書、昭和五年（一九三〇）七月一日に叡山文庫に寄託された。恵心院は、永観元年（九八三）、藤原兼家が本願主となって建立された歴史ある寺院で、叡山浄土教を大成した源信が住侍したことでも知られる。やはり織田軍によって灰燼に帰し、天正十二年（一五八四）、豊臣秀吉の寄進をうけ再建された。かの天海大僧正も寛永五年（一六二八）にここの住持を首楞厳院の別当職と兼任している。① 恵心院はそのごも二度火災にあっており、現在の建物は近隣の生源寺横にあった別当大師堂を移築したものである。生源寺は、『渓嵐拾葉集』にも登場する。

本書には、金沢文庫の蔵書と同様、歳月の経過をうかがわせる古い銀杏の葉が二箇所、栞のように挟まれていたが、蟲損は防ぎきれず、開くのが困難な頁もある。第一冊：前集巻一～六、第二冊：前集巻七～十五、第三冊：前集巻十六～二一、第四冊：後集巻一～六、第五冊：後集巻十七～二二、第六冊：続集巻一～十、第七冊：続集巻二一～二三、第八冊：別集巻一～五の構成となっている（目録カードが前集十三巻、後集十三巻と記すのは、つとに中華書局より影印されていた椿荘書院本、もしくは内閣文庫の西園精舎本の情報に引きずられたためだろう）。ただし、第一冊目巻頭の「総目」の各項目に朱筆で書き込まれた該当の集・巻数をみると、ある段階までは、後集の巻七～十六も確実に伝わっていた。さらに、それとは別の

手――おそらく同じ江戸時代、台帳をたよりにこの写本を閲覧、元刊本とつきあわせて多少の校勘作業をなした人物も、第一冊巻頭の「増新類聚事林広記総目」と照会しながら、〃後集廿二巻合メ五巻（＝冊）、一ヨリ三合一、四ヨリ六合一、七ヨリ十一合一、十二ヨリ十六合一、十七ヨリ廿二合一〃〃続集　未知有幾巻（＝冊）〇一ヨリ六合一、七ヨリ十合一、有二巻（＝冊）、後為合一。〇十一ヨリ廿闕巻、廿一ヨリ廿三合一。〇廿四ヨリ已下闕巻。右続集合三巻（＝冊）〃、〃廿一至廿三　廿四ヨリ闕、続集二巻（＝冊）有之〃、〃別集　一至五　初為二巻（＝冊）、後合一巻（＝冊）、巻五已下闕〃という箚記をのこしている。ほんらい後集は前集と同じく全巻揃で五冊、続集、別集はそれぞれ少なくとも三冊以上、二冊以上あった。

各集の巻数、「総目」の配列、ほとんどの巻で冠される「新編纂図群書類要事林広記」の表題だけでもじゅうぶん予測がつくが、じっさいに、前集から順に頁を繰っていくと、すぐにこれが対馬宗家旧蔵の元刊本と同系統のテキストの写しであることに気づく。正確を要する星図や地図は、原本に紙をあてて透写している。版式も、サイズはともかくほぼ原本に忠実に移録されており（筆写、もしくは校勘のさいに〃此面十一行〃などの注記が付されている）、12行、13行、14行が混在する。つまり、もとの元刊本がまだ関係寺院に眠っている可能性もあるわけだ。前集、後集は、対馬本とまったく同じ版を写したもので、それが証拠に前集巻三の「新編纂図群書類聚事林広記」、後集巻四の「新編纂図増類群書一覧事林全璧」の表題はそのままである。② 対馬本で落丁していた前集巻十八の「郷居雑儀」（至順刊本前集巻十一参照）以下二葉、後集巻二二の「習挽進力」以下二葉（和刻本戊集巻三33裏～35表参照）もちゃんと残っている（ぎゃくに後集巻一の最初の五葉、巻十七の「澣澤須知」一葉を欠く）。

しかし、続集は、対馬本が14行の「増類」本をもって補わざるをえなかった巻三の《九月聖降》以下の一葉、巻八のあたまから二葉が、ほんらいの12行の版木の姿をのこしていること（後者の表題は直前の巻七と同様「類編纂図増類群書類要事林広記」を掲げるが）、巻九、巻十末尾の表題がそれぞれ〃事林広記巻之第□終〃となっており対馬本とはあきらかに版木が

諸版本対照表

続6神仙	続6神仙		続2道教	丁下道教	
続7禅教	続7禅教	続3禅教	続3禅教	丁下禅教	己5空門清派
続8禅教	続8禅教	続3禅教	続3禅教	丁下禅教	己8歳経名相
続9禅教	続9禅教	続3禅教	続3禅教	丁下禅教	己9禅門規範
続10文芸 [琴]	続10文芸	続4文芸	続4文芸	庚上音譜	丁4文芸直訣・戊5芸圃須知
続11文芸		続4文芸	続4文芸	庚上	
続12文芸 [象棊]		続4文芸	続4文芸	庚上	丁4文芸直訣
続13文芸 [古書]					戊6器物紀源上・丁4文芸直訣・丁7古文奇字
続14文芸 [草書]		続5文芸		庚下文芸	丁8草書体勢
続15文芸 [篆隷書]		続5文芸		庚下文芸	丁9古篆偏傍
続16		続5文芸？		庚下文芸？	丁10蒙古篆字？
続17文芸 [図画]		続5文芸		庚下文芸	丁4文芸直訣
続18文芸 [投壺]		続6文芸		辛上風月錦嚢下・打双陸例	戊2文芸類（投壺新格・双陸）
続19医学 [察証]			後9医学	戊下医学	辛2薬石備用上
続20医学 [用薬]				戊下医学	癸7綺疏叢要・辛6薬忌反畏
続21	続21医学 [薬品]				辛1薬石弁正
続22	続22医学 [炮製]		続10医学	戊下医学	
続23	続23医学 [薬忌]		続10医学	戊下医学	辛5解毒備急・辛6薬忌反畏
続24卜史 [卜筮]			続11卜史	己上卜史	壬9卜筮・壬7星命要括
続（雑術）？			続11選択？	己上？	
続（雑術）？			続12卜史？	己下？	
続（雑術）？			続13雑術？	己下？	
別1官制	別1官制	別1官制	別1官制	戊上官制	
別2	別2官制	別2官制	別2官制	戊上官制・俸給	
別3	別2官制	別2官制	別2官制		
別4	別2官制				
別5官制	別3官制 [俸給・封廕]				
別6官制	別3官制 [俸給・封廕]				
別7官制	別3官制 [俸給・封廕]				
別8国典 [朝儀]	別4国典				
別9貨宝	別5貨宝	別5貨宝		戊上貨宝	
別10算法 [算附尺法]		別6算法	別5・6算法	辛上算法	
別11刑法		別3刑法	別3刑法	戊上刑法	壬1至元雑令・吉凶雑儀
別12公理		別4公理	別4公理	戊上公理	辛10詞状新式
別13飲饌 [茶・酒]		別7茶菓・別8酒麹	別7茶菓・別8酒麹	壬上茶菓	癸10茶品集録・癸2異醸醴醪・癸3庖鼈利用・癸4翦桑集珍上
別14飲饌 [麹法・醸法]			別8酒麹	壬上酒麹	癸1麹法纂要
別15飲饌 [穀蔬]		別8酒麹	別8酒麹・別9飲饌	壬下飲饌	癸4翦桑集珍上・癸5穀蔌捜奇・癸3庖鼈利用
別16飲饌 [蔬果]		別7茶果		壬上茶菓	癸5穀蔌捜奇・癸4翦桑集珍上・癸6斂蔵述異
別17獣畜 [牧養]			別11獣畜	辛下獣畜	庚6畜牧便宜
別18拾遺 [氏族]		前7人紀	前7人紀	乙上人紀	壬10郡望音属
別19拾遺 [接談]		前11儀礼・続8文芸	前11儀礼	乙下儀礼・庚下文芸	庚9事物綺談
別20拾遺 [閨粧]		後10閨妝	後10閨妝		癸7綺疏叢要

表１　『事林広記』

対馬宗家文庫本	叡山文庫本	椿荘書院	西園精舎	郷氏積誠堂	和刻本
前１天文[太極・天文]	前１天文	前１天文	前１天文	甲上天文	甲１天文図説
前２暦候	前２暦候	前２暦候	前２暦候	甲上暦候	甲５律暦気数・甲12挈壺昼夜・壬５度徴休咎
前３節序	前３節序	前２節序	前２節序	甲上節序	甲３節令記載上・甲４節令記載下
前４地輿	前４地輿	前３地輿	前３地輿	癸上地輿	甲２地理図経
前５郡邑中	前５郡邑中	前４郡邑	前４郡邑	癸上郡邑	乙３江北郡県・乙４江南郡県
前６方国[按広舶官本]	前６方国	前５方国	前５方国	癸下方国	辛８島夷雑誌・辛９山海霊異
前７勝蹟	前７勝蹟	前６勝蹟	前６勝蹟	癸下勝蹟	
前８仙境	前８仙境	前６仙境	前６仙境	癸下仙境	壬６仙霊遺蹟
前９人紀	前９人紀	前７人紀	前７人紀	乙上人紀	庚２四民安業
前10人事	前10人事	前８人事上	前８人事上	乙上人事	庚７立身箴誨
前11人事	前11人事	前８人事上	前８人事上	乙上人事	庚５治家規訓
前12人事	前12人事	前８人事上	前８人事上	乙上人事	
前13人事	前13人事	前９人事下	前９人事下	乙上人事	庚８仕途守要
前14人事	前14人事	前９人事下	前９人事下	乙上人事	庚４訓戒嘉言
前15家礼[冠・笄]	前15家礼	前10家礼	前10家礼	乙下家礼	壬２婚姻旧体
前16家礼[喪]	前16家礼	前10家礼	前10家礼	乙下家礼	壬４五服降降・壬３喪祭通礼
前17家礼[祭]	前17家礼	前10家礼	前10家礼	乙下家礼	壬３喪祭通礼
前18儀礼	前18儀礼	前11儀礼	前11儀礼	乙下儀礼	
前19農桑	前19農桑	前12農桑	前12農桑	甲下農桑	庚３農桑急務
前20花果	前20花果	前13花果	前13花果	甲下花果	癸11花菓品題
前21竹木[附草]	前21竹木	前13竹木	前13竹木	甲下竹木	癸11花菓品題
後１帝系	後１帝系	後１帝系	後１帝系	丙上帝系	甲６歴代提綱上・甲７歴代提綱中・甲８歴代提綱下
後２年紀	後２年紀	後２紀年	後２紀年	丙上紀年	甲９正統年運
後３歴代	後３歴代	後２歴代	後２歴代		
後４聖賢	後４聖賢	後３聖賢	後３聖賢	丙下聖賢	丙１素王事実・丙３聖賢褒賛
後５聖賢	後５聖賢	後４聖賢	後４聖賢	丙下聖賢	丙１素王事実・丙３聖賢褒賛
後６聖賢	後６聖賢	後４聖賢	後４聖賢	丙下聖賢	丙４名将建封
後７聖賢		後５先賢	後５先賢	丙下先賢	丙２伊学淵源・丙３聖賢褒賛
後８宮室		後６宮室	後６宮室		甲11京都城闕
後９学校		後６学校	後６学校		甲２地理図経・壬９卜筮
後10文籍[経・子]		後７文籍	後７文籍	己上文籍	丁１経書諸子・丁２諸史修撰・丁５勧学捷径
後11辞章		後７辞章	後７辞章	己上辞章	丙５文章緑起
後12辞章		後７辞章	後７辞章	己上辞章	
後13儒教		後８儒教	後８儒教	丁上儒教	
後14幼学		後９幼学	後９幼学	丁上幼学	丁３速成模楷・丁５勧学捷径
後15幼学		後９幼学	後９幼学	丁上幼学	丁６切字活法・正訛点画
後16文房		後９文房	後９文房	丁上文房	戊５芸圃須知
後17服飾	後17服飾	後10服飾	後10服飾	辛下神仙技術	戊１祭器儀式・戊６器物紀源上・戊７器物原始下・癸８宮院事宜・癸６斂蔵述異
後18器用	後18器用	後11器用	後11器用		戊１祭器儀式・戊６器物紀源・戊７器物原始下
後19音楽[楽制]	後19音楽	後12音楽	後12音楽	庚上音楽	戊７器物原始下・戊８音楽挙要・戊10古代楽舞
後20音楽[音譜]	後20音楽	後12音譜	後12音譜	庚上音譜	戊９楽星図譜
後21兵法[軍陣]	後21兵法	後13武芸	後13武芸		戊４軍陣奇正
後22兵法[射芸]	後21兵法	後13武芸	後13武芸		戊３弧矢譜法
続１道教	続１道教	続１道教	続１道教	丁下道教	己４道教洪緒・天師宗系
続２道教	続２道教	続１道教	続１道教	丁下道教	己６聖真降会上
続３道教	続３道教	続１道教	続１道教	丁下道教	己６聖真降会上・己７聖真降会下
続４道教	続４道教	続２道教	続２道教	丁下道教	己３真人摂養
続５修真	続５修真	続２道教	続２道教	丁下道教	己１黄庭要旨・己２辟穀服餌

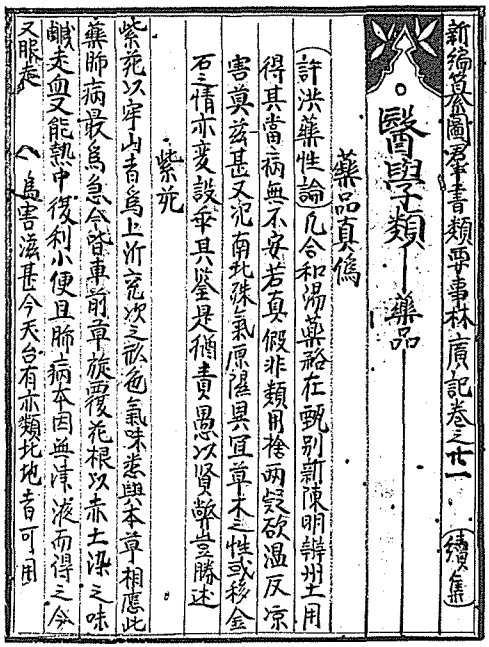
新編纂圖群書類要事林廣記卷之廿一　續集

醫學類　藥品

藥品真偽

（許洪藥性論）凡合和湯藥務在甄別新陳明辨州土用得其當病無不安若真假非類用捨兩疑破溫反涼害莫茲甚又況南北殊氣原隰異宜草木之性或移金石之情亦變設乖其鑒是猶責愚以賢弊豈勝述

紫苑

紫苑以牢山者爲上沂兗次之祕色氣味悉與本草相應此藥肺病最爲急今皆車前草旋覆花根以赤土染之味鹹走血又能熱中復利小便且肺病本因無津液而得之今又服走　爲害滋甚今天台有亦類北地者可用

図1　僧侶たちが頻繁に参照した医薬の情報

異なることからみて、より早期の版だろう。くわえて、ありがたいのは、ちょうど対馬本で欠落し、前後から内容を類推するしかなかった巻二一～二三【図1】がそっくりほぼ完全な状態でのこっていることである（巻二二の一葉目と二葉目の間に一葉分落丁がある）。表題はいずれも「新編纂図群書類要事林広記」で、巻二一「医学類・薬品」は第二葉、第三葉をのぞき、12行、13行の版式が混在、巻二二「医学類・炮製」、巻二三「医学類・薬忌」はすべて12行で構成されている。したがって十中八九、『博聞録』時代からあった記事だとみてよい。じゅうらい知られていた泰定二年の重編本と、至順年間の西園精舎本（椿荘書院本はこの部分欠落）、後至元年間の鄭氏積誠堂本のあいだに位置する内容をもち、医学、薬学の記事における改訂の過程、何が切捨てられていくのか、そして挿絵が附された時期を知るうえで、やくにたつ。

とはいえ、何よりもこの叡山文庫のテキストの史料価値を無条件に高からしめているのは、別集の五巻である。すべて表題は至順刊本と同じ「新編纂図増類群書類要事林広記」を冠するが、じっさいには、それとはまったくことなる内容をもつ初期のヴァージョン――対馬本と同じ、もしくはそれに先行する情報の塊である。前、後、続集で必要最小限の参照に止められた「増類」本のテキストが、別集ではまるごとそのまま使用された。ほかの集に比し、筆写のさいに判読されていない文字が格段に多く、ときには割注を写すことを放棄した箇所さえみられる。参照した元刊本の版木がかなり摩滅

していたに相違ない。

巻一「官制類」は、総論たる《官制源流》（12行）から宋代の［文臣奏補］［文臣奏名］［進士授官］［武臣奏資］［八資法］［四資法］［武臣入仕］［武挙授官］［職名］（以上14行）［宋朝文武官品之図］［武挙授官］［職名］［爵勲］［食邑］（以上13行）まで、版式こそ違え、対馬本とまったく内容を同じくする（［武挙授官］［職名］の3行が重複して写されていることからすると、14行の部分も本来は対馬本と同様13行であったかもしれない）。さらに、そのあとに対馬本では欠落してしまっていたやはり宋代の官僚制にかかわる唯一無二の情報が14行の版式で六葉分つづく。

すなわち、まず文臣が充てられる内任官庁の［侍従官］［門下省］［中書省］［尚書省］［尚書六部］［枢密院］［翰林院］［御史台］［秘書省］［史館］［勅令局］［九寺］［五監］［東宮官］［親王府］［宗正司］［諸王官］［太学］［九寺令］それぞれに属する職名が列挙される（［宗正司］の主管大宗正府には〝宗室財用〟と、［親王官］の知南外宗正事には〝泉州置司〟、知西外宗正司には〝福州置司〟との割注が施されており、これらの機関がその当時いかに重要視されていたかをものがたる）。内任職のあとには、《文臣外任》として［監司］［帥司］［諸司属官］［州官］［縣官］［監当官］が、《武臣内任》として［南班］［三衙］［四廂主管］［枢密院］［閤門］［職名］［内侍官］［黄門］、《武臣外任》として［諸路兵官］［諸寨兵官］［諸将下兵官］がつづく。さらに［医官］［技芸官］［責降官］、《文武両階通用》の職として［諸司］［倉庫］［場務］［坊門館驛］［内侍省］が、そして再び跳んで［太醫局］［太史局］［堂後官］が並ぶ（この箇所、底本に乱丁があった可能性がある）。さいごは、南宋朝廷が認可、崇奉した道観を列挙する《内外宮観》と《命婦封贈》の項目をもって締めくくる。

対馬本では、この六葉の代わりに、至順刊本と同じ王士点の手になる《皇元朝儀之図》一葉およびその解説《元日進賀礼物》《称賀表日》《朝儀》《拝舞式》（以上14行）の一葉、モンゴル時代の中央官僚のリストたる《随朝職品》（14行）四葉分の新情報が補われていた（至順刊本から、この記事が途中で断ち切られておりつづく四葉が欠けていることがわかるが、対馬本は気にせずそのまま「事林別集一巻終」と刻す。《随朝職品》と対になる筈の《外任諸衙門官職》ものこっていない）。前稿において、

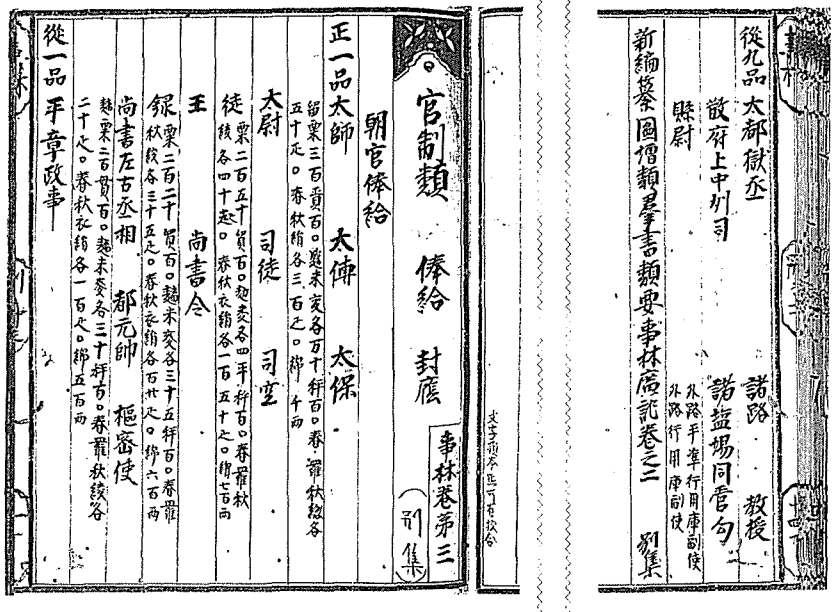

図2　『金史』の「百官志」と合致する「俸給表」

『史記桃源抄』（京都大学附属図書館清原文庫蔵）に引用される『群書類要』（『事林広記』）の宋の［太史局］の記事から、対馬本の欠落部分を推測したが、まさにそのとおりであること、ここに裏付けられたわけである。

そして、叡山文庫本の別集巻二「官制類」（12行）こそ、対馬本で欠落していた巻二～四に相当する部分にほかならない。なぜならば、つづく巻三「官制類　俸給　封廕」（12行）【図2】は、ちょうど対馬本の巻五～七「官制類」（巻五・六は半葉12行、巻七は13行）の三巻分に完全に対応（一行の字数を四文字増やして頁数を圧縮）しているからである。この部分の出現は、じゅうらいの大元ウルス初期の官僚制度、国政、ひいてはこれまで使用に供されてきたさまざまな一次資料に対する認識に大きな変更を促すものであり、資料的価値はきわめて高い。そこで、次節において全文の校訂テキストを提示、紹介し、そのあと分析を加えることにしたい。

なお、巻三では、前稿で明らかにしたように、《朝官俸給》《外任俸給》《監官食直》のほか、大きく分け

て《封官品格》《帝胄栄封》《勲封食邑》《補転官資》《職官加遷》《叙蔭新制》《給誥新格》の項目のもとに、至順刊本以降、完全に削除されてしまう金朝治下の俸給表や恩蔭システムなどさまざまな規範が提示される。『金史』巻五八「百官志四」《百官俸給》、《官誥》、『大金集礼』などにほぼ同様の記事があるが、とうじ、編集段階でちょくせつ参照されたのは、『泰和律令』だったと考えられる。対馬本、叡山文庫本の状況からみて、「官制類」は、さいしょの「増類」（新増）時には、後述する巻二の一部をのぞいて、まったく差し替えられなかったとみてよい。

では、そのさいしょの「増類」とは、いつごろ行われたのか。それを窺わせるのが、つづく巻四「国典類　朝儀」――宋、大元ウルスの天寿節の朝儀、金朝が制定した地方官庁での詔赦の迎接儀礼、開読の式次第などを収録する――である。この巻もまた版式は別として（一行の字数を増やす、改行抬頭を一字空格に変えるなどの処理によって頁数を節約する）対馬本巻八に対応するが、《大元慶節》において、世祖クビライの誕生日であることを示す〝八月二十八日該遇〟が削除されているので、成宗テムル以降の編集であることはまちがいない。なお、対馬本巻一のかの《皇元朝儀之図》と解説は、ほんらい「国典類」に収録されていた可能性があるが、叡山文庫本ではどこにも見あたらない。したがって、さいしょの「増類」時の挿入でないこと、確かである。

また、巻五「貨宝類」は、対馬本巻九に対応するが、「新増」作業にあたって、末尾の《大元聖朝》の「中統元宝交鈔」のあとに附された解説③を削除し、あらたに「至元通行宝鈔」の項目を立てる。中統鈔と至元鈔の併用は、至元二四年（一二八七）にはじまる。しかし、その情報は、あたりまえのことながら即時には反映されていない。この時間のズレ――多層の編集過程からなる継接ぎの資料の場合、収録されるそれぞれの記事は成立年代の指標となりうるいっぽう、成立時期、刊行年代の枠組みを過度に細かく限定してしまうと、全体としては砂上の楼閣になる危険性がある――も、つねに念頭においておくべきであろう（『大蔵経』のような典籍はもとより、たとえば地名、行政区画の変遷から成立時期を割り出すことの多い地図でもそうである）。至順刊本の「貨宝類」は、この改訂された叡山文庫本のほうを踏襲しており、版式も行数以

外の処理は酷似する。「増類」本がたびかさなる情報量の追加にともない、書物そのもののサイズは変えずに、当初のゆったりした版式を改め、一葉の字数、行数を増やし小さな文字でびっしり埋め尽くし、ときには記事そのものを節略、削除したりして、頁数の帳尻を合わせ携帯に便利な量に抑えつづけたことが、ここに確認される。

とはいえ、やはり別集のみ「増類」本であるこの叡山文庫の『事林広記』それ自体が強烈なメッセージといえるだろう。絶えず増殖、進化しつづけ、さらに購入者の選択によって千差万別の組み合わせ、セットができあがっていく複雑な類書の性格を、系統図を作成することの不毛さ——そうした営為が〝術学〟でしかないという現実を、否応なくつきつけずにはおかないのだから。

三　別集巻二「官制類」

【校訂テキスト】

割註は読みにくいので（　）内にポイントを落として示す。文字の校訂については（　）が原字、［　］が校訂後の文字である。写本では、欠字や移録のさい判読できなかったらしい文字を・もしくは—を以って表示しているが、標点との混同を避けて■とし、空格はそのまま表示することにした。なお、網トーンをかけた部署はその直前の機関に属する。

①『横河堂舎並各坊世譜』「山門天正再興已来首楞厳院各房住持記兜率谷分・恵心院」

②後集巻二十、二一の末尾の二箇所の表題が対馬本と同じ「新編群書類要事林広記」ではなく、ほとんど全巻で冠される「新編纂図群書類要事林広記」になっているのは、筆写のさいに、その左側に見える次の巻の表題にひきずられたものと考えられる。

③古者、鋳銭以利天下、民用流転、然多則不能致遠、後世雖以楮幣兼行、其価或高或低。今大元聖朝通行宝鈔、自貳文参文以至壹貫貳貫、民間接受、大小交易、各得其便、利亦博矣。溥天之下、孰不蒙福、此萬萬世無窮之利也。

○官職新制

至元元年九月、省内開讀欽奉　中統五年八月日

聖旨諭中書省節該：以降條格、省併州縣、定立官吏員数、明分品従、加散官、授宣勅、給俸禄、定公田、設儀従、仍三个月一次、考功過、為殿最、以憑遷轉施行、使為官廉能者、知有賞、貪汚者、知有罰、為民者、絶侵漁之患、享有生之楽。今将本省合行條畫、逐一開列如后。

○一：管民官、三年一遍、別个城子裏換者。諸王議将随處官員、擬三十个月為一考、較其功過、以憑陞降遷轉。其達魯花赤、不在遷轉之限。

○一：随路京府州縣官員不一、今特置定各員数。凡諸京総府設四員：府尹、同知、治中、府判、散府三員：知府、同知、府判、州官三員：上州：州尹、同知、州判、下州：知州、同知、州判、縣官三員：縣尹、主簿、縣尉、仍各依験品従、給降俸禄、公田、儀従、及擬（吾）［五］品以上授宣、六品以下授勅。

○一：諸縣尹、品秩雖下、所（住）［任］甚重、民之休戚係焉。往往用非其人、致使恩澤不能下及、民情不能上通、培克侵陵、為害非一。今（撰）［擬］：於省併到州縣内、選差循良廉幹之人、以充縣尹、給俸禄公田、専一撫字吾民、布宣新政。仍擬以五事考較而為升殿、戸口増、田野闢、詞訟簡、盗賊息、賦役平、五事備者為上選、内三事有成為中選、五者俱不挙者黜。

○一：諸官員頒降俸禄之後、不得循習受納饋献。

《大元文武官品之図》【図3】

《朝官職事》

【三師】（師範一人、儀刑四海）　太師　太傅　太保

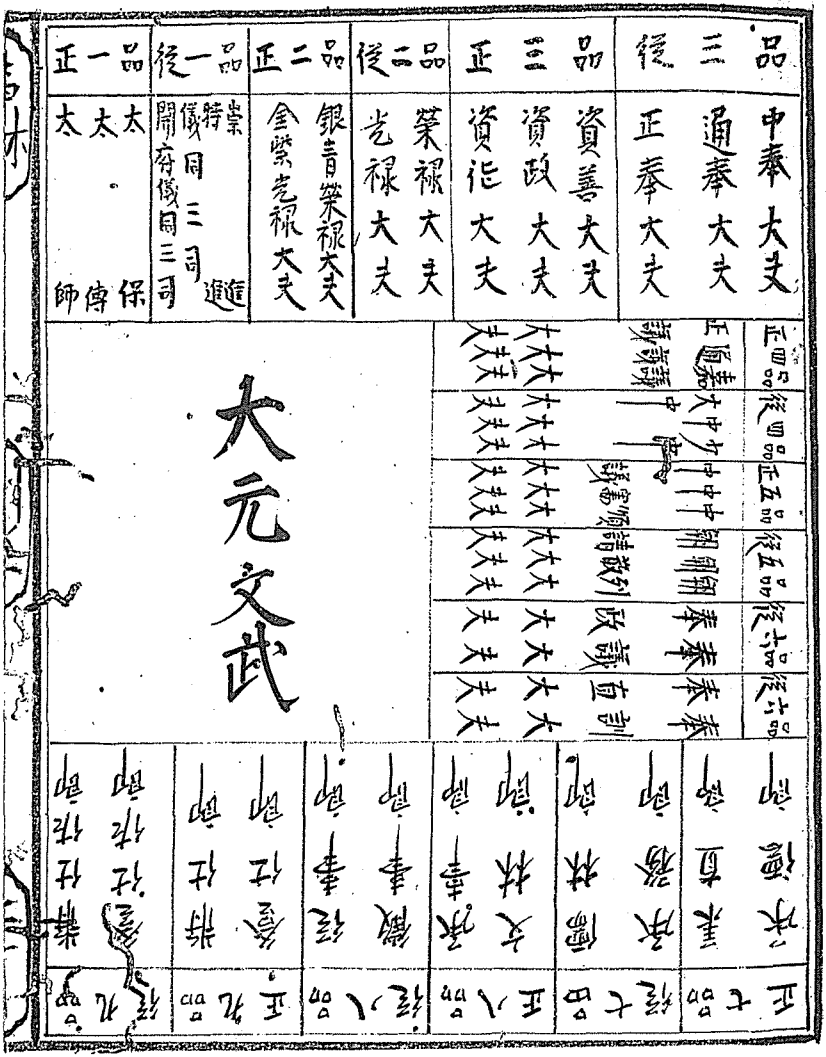

品	官
三品	中奉大夫
三品	通奉大夫
三品	正奉大夫
三品	資善大夫
三品	資政大夫
三品	資治大夫
二品	榮祿大夫
二品	光祿大夫
二品	銀青榮祿大夫
二品	金紫光祿大夫
一品	崇特進儀同三司
一品	開府儀同三司
一品	太保
一品	太傅
一品	太師

品	官
正四品	正議大夫
正四品	通議大夫
正四品	中議大夫
正四品	少議大夫
正五品	中奉大夫
正五品	中議大夫
正五品	中憲大夫
正五品	中順大夫
正五品	中請大夫
正五品	中敬大夫
正六品	奉政大夫
正六品	奉議大夫
正六品	奉直大夫
正六品	奉訓大夫

大元文武

品	官
正七品	承德郎
正七品	承直郎
正七品	承務郎
正七品	傳林郎
正八品	承事郎
正八品	文林郎
正八品	承事郎
正八品	徵事郎
正九品	從仕郎
正九品	將仕郎
正九品	從仕郎
正九品	修仕郎
正九品	從仕郎

の「位階表」

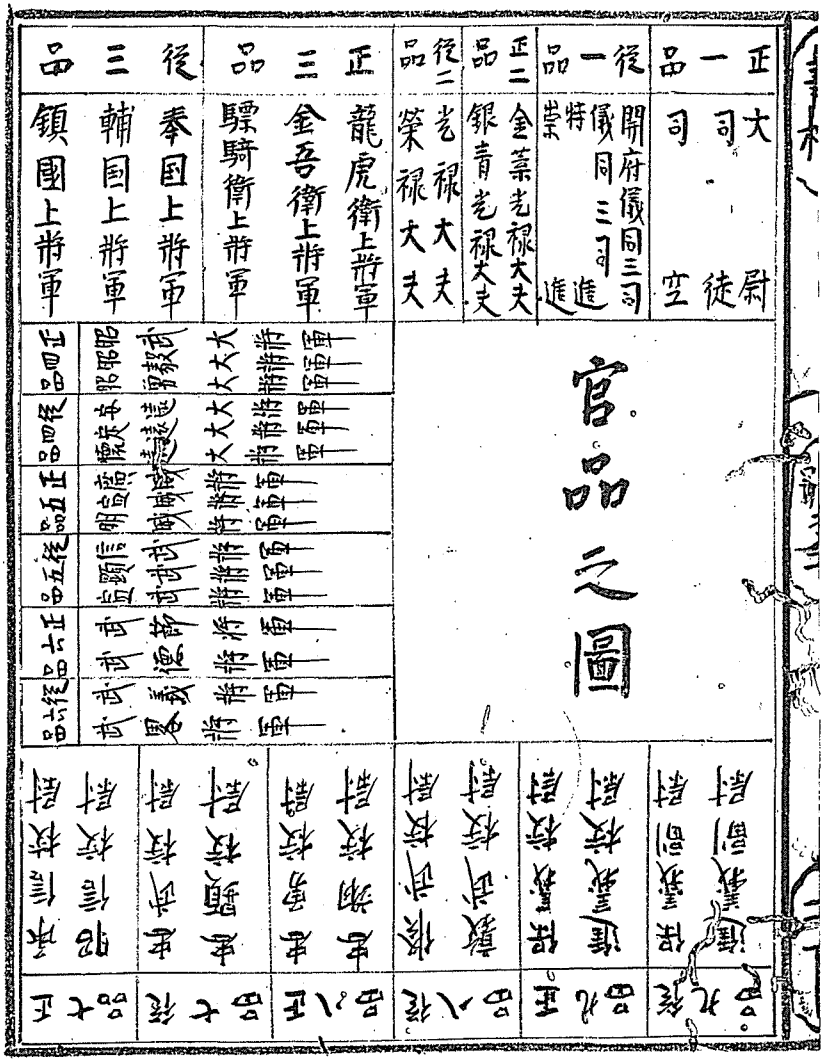
官品之圖
正一品 大尉 司徒 司空
從一品 開府儀同三司 儀同三司 特進
正二品 金紫光祿大夫
從二品 光祿大夫 榮祿大夫
正三品 龍虎衛上將軍
從三品 金吾衛上將軍 驃騎衛上將軍
從三品 奉國上將軍 輔國上將軍 鎮國上將軍

【図3】クビライ初期

【三公】（論道経（升）［邦］、（■）［燮］理陰陽）　太尉　司徒　司空

【中書省】（総領紀綱、儀刑端禁）　中書令　左丞相　右丞相　平章政事（二人）

右為宰相、掌丞天子、平章萬機。

左丞　右丞　参知政事（二人）

右為執政官、為宰相之貳、佐治省事。

左司（掌総察吏・戸・礼三部受事付事）　郎中　員外郎　都事

右司（掌総察兵・刑・工三部受事付事）　郎中　員外郎　都事

尚書省祇候郎君管（句）［勾］官（加）［架］閣庫　管勾（今只（殿）［設］一員）　同管勾（舊設二人、今設一人）

六部

【吏部】（掌天下文武官吏、（殿）［選］授勲封、考察（廳）［廉］能、出給制［誥之事］）

尚書　侍郎　郎中（二人）　主事　員外郎（二人）　架閣庫　管勾　同管勾　檢法

【戸部】（掌民（■）［籍］（員）［貢］（■）［賦］、官吏俸禄、府庫・倉（■）［廩］・（■）［歳］計・支（周）［用］・権（■）［衡］・（受■）［度量］・法式・坑冶・銭幣・宝（■）［貨］・恩賜之事）

尚書　侍郎　郎中（二人）　主事　員外郎（三人）　勾當官二人（管勾（勤）［勘］（農）［覆］、経歴交（■）［鈔］・及香・茶・（又）［塩？］引）　（加）［架］閣庫　管勾　同管勾　檢法

【礼部】（掌以礼楽・祠祭・（熟）［燕］享、（貢）［貢］挙（舞）［釋］道、四方使客、諸蕃進貢、（■）［犒］設張設之事）

尚書　侍郎　郎中　員外郎　主事　（加）［架］閣庫　管勾　檢法

【兵部】［（掌兵籍・軍器・鎮戍・厩牧・鋪驛・車輅・儀仗・郡邑図志・険阻障塞之事）］

尚書　侍郎　郎中　員外郎　主事　（加）［架］閣庫　管勾　檢法

【刑部】（掌律令格式、審定（那）［刑］名、奴婢（■■）［配隷］、（■■）［関津］機禁、城門啓閉之事）
尚書　侍郎　郎中　員外郎（二人）　主事　（加）［架］閣庫　管勾　同管勾　檢法

【工部】（掌修造營建法式、諸作工匠、屯（旧）［田］・山林川澤之禁、江河堤堰岸、道路橋梁之事）
尚書　侍郎　郎中　員外郎（二人）　主事　（加）［架］閣庫　管勾　同管勾　檢法

【左右三部撿法司】　司正（各二人）　檢法（二十二員）

【都元帥府】（掌（■■）［征討］之事）
都元帥　左副元帥　右副元帥　元帥左監軍　元帥右監軍　檢法

【樞密院】（掌凡武備機密之事）　樞密使　樞密副使（唐昭宗後、或置二人）
簽書樞密院事　同簽書樞密院事　都事　（加）［架］閣庫　管勾　知法

【睦親府】（掌敦睦糾（攀）［率］宗属、欽奉王事）　判睦親正事（以宗室（宗）［中］属尊者充）　同判睦親正事（宗室充）
同簽睦親正事（宗室充）　睦親正丞三人　知事　諸睦親将軍　副将軍　檢法

【御史臺】（掌糾（ママ）（宗）［察］朝儀、弾劾官邪、勘（勤）［鞫］官公事、凡内外刑（息）［獄］所属（望）［理］断不當、有陳訴者、付臺治之。登聞撿院隷焉）
御史大夫　御史中丞　侍御史　治書侍御史（仁）［二人］　殿中侍御史二人（毎遇視朝、立於龍墀之下、専掌朝見之儀）　監察御史　典事　架閣庫　檢法　（嶽）［獄］丞

【登聞檢院】　知登聞撿院　同知登聞撿院

【殿前（部）［都］點檢】（掌宮中及行役宿衛門戸関防等事。隷（■）［督］親軍、総■（ママ）領左（有）［右］（止断）［両衛］将軍・符（宗）［宝］郎・宿直将軍・（根）［振］肅。宮（■）［籍］（■）［監］・近（公門）［侍］等諸局（着）［署］、鷹坊・頓舎（宮）［官］（誄）［隷］焉）

殿前都點檢　殿前左右副都點檢　殿前都點檢判官　知事

【殿前将軍】　殿前左衛将軍　殿前右衛将軍　符宝郎四人　宿直将軍（掌禁兵宿衛之事）　左右振肅

【宮籍監】　監　副監　丞

【近侍局】　使　副使

【器物局】　使　副使

【尚厩局】　使　副使　掌厩都轄　副轄

【尚輦局】　使　副使　典輿都（椐）［轄］　（使）［副轄］　収支都監

【鷹坊】　使　副使

【武庫署】　令　［丞］

【武器署】　令　丞

【頓舎官】　諸直長

【宣徽院】（掌朝會、（點御食）［燕饗］、凡殿（建）［庭］（凡）［礼］（徽）［数］、（官■）［管轄］閤門・（桷■）［横班］諸司）

左宣徽使　右宣徽使　同知宣徽院事　同簽宣徽院事　宣徽判官

【拱衛（宣）［直］】　使　副使

【（■■）［客省］】　使　副使

【引進】　使　副使

【（閣）［閤］門】　東上閤門使（仁）［二人］　副使（仁）［二人］　西上閤門使（仁）［二人］　副使（仁）［二人］

通事舎人（仁）［二人］　承奉班［都知］　内丞奉班　押班　（都知）

【御院】　通進四人　使　副使

【儀（示鳥）［鸞］局】　使　副使
【収支局】　都監　同監二人
【尚食局】　使　副使
【生料庫】　都監　同監　収支都監　同監
【尚（■示）［薬］局】　使　副使　都
【果子庫】　都監　同監
【内蔵庫】（掌内府坊宝閣物）　使　副使　随庫都監　［同監］
【太醫院】［（掌医療之法）］　使　副使　判官
【御薬院】　都監
【教坊】　使　副使　判官
【宮（■）［闈］局】　使　副　随殿位都監　［同監］
【宮苑司】　令　丞
【内侍局】　令二人　丞三人　局長二人
【尚醞署】　令　丞
【典客署】　令　丞
【侍儀司】　令　丞
【典衛司】　令　丞　諸直長
【勧農使司】（掌勧農天［下］力田之事）　勧農使　副使
【翰林学士［院］】（掌（■）［制］（拱）［撰］（■）［詞］（兪）［命］、（几）［凡］（■）［應］奉文字、自（丞■）［承旨］至（■）

［直］学（上）［士］、（衛）［衙］内知（■■）［制誥］、待制・應奉、衙内（■）［帯］同知制誥）

翰林学士承旨　翰林学士　翰林侍讀学士　翰林侍（讀）［講］学　應奉翰学

【國史院】　監修國［史］　修史　同修史　編修官

【太常寺】（掌（利）［礼］楽・（■■）［郊廟］・（■■）［社稷］之事、領四署）　（即）［卿］　少卿　丞　博士　太祝

奉直郎　協律郎

【太廟署】　令　丞

【郊社署】　直長　令　丞

【諸（■）［陵］署】　令　丞　直長

【大楽署】　令　正　副　直長

【（秋■）［秘書］監】（掌経（籍）［籍］（門）［圖］書、（■）［領］著作等局、司天（　）［臺隸］焉）　監　少監　丞

秘書郎　校書郎

【著作局】　郎　佐郎

【筆硯局】　直長

【書畫局】　直長　都監二人

【司天臺】　監　少監　判官　教授

【諫院】（掌規（粛）［諫］遺［闕］）　左諫議大夫　右諫議大夫　左司［諫］　右司諫　左補闕　右補闕　左拾遺　右拾遺

【大理寺】（掌審断天下奏案、（■）［凡］刑（嶽）［獄］之事）　卿　少卿　正　丞　司直　評事　知法

【國子監】（掌学校、國子学・太学（諫）［隸］焉）　祭酒　司業　丞二人

【國子学】　博士二人　助教二人　教授四人
【太学】　博士四人　助教四人
【登聞鼓院】（掌奏告（助）［御］史臺、登聞檢院理断不當之事）　知登聞鼓　同知登聞鼓院　知法
【記注院】（掌言動）　修起居注
【武衛庫】（掌防衛都（聞）［城］及（敗言）［警］捕之（中）［事］）　都指揮使　副都指揮使
【（大）［太］府監】（掌出納邦（周）［國］（射）［財］用銭（鼓）［穀］、（官）［管］轄左（閒）［蔵］諸坊（車）［学］署）
　監　少監　丞二人
【左蔵庫】（掌金（根）［銀］・珠（下）［玉］・金貨・（■■）［銭幣］）　使　副使
【右蔵庫】（掌（番市）［錦帛］・（諸蠻）［絲綿］・（上禍）［毛褐］・諸道常（緣）［課］雜（坊）［物］）
　使　副使　支應所都監
【太（登）［倉］】（掌九（殿）［穀］・（稟）［廩蔵］・出（■）［納］之事）　使　副使
【酒坊】　使　副使
【鈞盾署】　使　副使　直長
【市署】　使　副使
【少府監】（掌邦（周）［國］百工營造之事、管轄文思（符）［等］諸署）　監　少監　丞二人
【文思署】　令　丞
【尚方署】　令　丞　直長
【圖書署】　令　丞
【（蔵）［裁］造署】　令　丞

【文繡署】　令　丞　直長

【織（　）[染]署】　令　丞　直長

【（■）[甄]官署】　令　丞　直長

【都水監】（掌川（■）[澤]・（誦）[津]梁・（■樹）[舟楫]・河渠之事、（新）[街]道司（　）[隷]（馬）[焉]）

監　少監　丞二人　掾　（街道司　管勾官）

【街道司】　管勾官

【四方（■）[館]】　使　副

【提點山陵】　使　副

【修内司】　使　副　直長二人　受給官　部役官

【法物庫】　使　副　直長

【■其■】　使　副

【萬（■）[寧]宮提挙司】　提挙　同提挙

【都（■）[城]所】　提挙　同提挙

【左右廂】　廂官　受給官　（祇應同）

【祇應司】　令　丞　直長

【恵民司】　令　直長

【上林署】　令　丞三人　直長

【（丞）[承]發司】　管勾　同管勾

【尚書（■）[省]堂（■）[食]公使酒庫】　使　副

【交（■）［鈔］庫】　使　副
【印造（■）［鈔］引庫】　使　副
【直省局】　局長　副局長
【直院局】　局長　副局長

《東宮品職》

従三品　太子詹事（掌知東宮内外諸（■）［務］、（■）［統］領判院事）
従四品　太子少詹事（掌（■）［同］詹事）
正五品　太子左諭徳（掌諭道徳侍従文章之事）
従五品　太子左衛率府率（掌衛導従（■■）［儀仗］）
正六品　太子僕正（掌車正（取）［収］弓箭（■）［儀］物事）
従六品　太子左賛善（掌道徳侍従文章）
正七品　太子侍（止）［正］（掌冠帯衣服左右（始）［給］使之［事］）
従七品　太子賛儀（掌司功■）
正八品　太子侍丞（掌随侍正院（丞）［承］冊之事）
従八品　太子司経（掌［経史圖書筆硯等事］）
都監（掌東宮閣内儀物等）
太子司倉（掌倉（明）［出］給及薪炭等事）

太子右諭徳（掌諭道徳侍従文章之事）
太子右衛率府率（掌同左率府率）
太子左監門（掌衛禁）
太子右監門（掌（司）［同］左監門）
太子掌寶（掌奉宝出入之事）
太子副僕正（掌貳僕正）

太子（興）［典］食令（掌（丞）［承］奉肴［饌］）
太子侍薬（掌承奉（■■）［医薬］）
同監（掌同都監事）

正九品　太子家令（掌司礼儀法令）　太子副経（掌同司経事）

太子掌飲丞（掌司飲事）　太子典食丞（掌同［典］食令事）

太子奉薬（掌奉同侍薬）

従九品　太子司蔵（掌（甫）［庫］財貨出入之事）　太子副司蔵（掌同司蔵事）

太子中侍局（掌綸同二官等事）　太子副司倉（掌同正司倉）

《宮輔府品職》

正二品　太子太師　太子太傅　太子太保

右掌以道徳輔導太子

正三品　太子少師　太子少傅　太子少保

右掌明三師徳行、（論）［諭］太子、尚論諸道。其人不必備。

《親王府品職》

正四品　傅（掌師範輔導、参議可否）

従五品　府尉（掌警厳侍従、検校門禁、総統府中事）

従六品　司馬（掌同府尉之事）

従七品　文学

正八品　記室参軍

《外任職員》

從二品	安西王相	都元帥	宣慰使
正三品	上都留守	統軍使	都轉運塩使
	副都元帥	上萬戶	安撫使
	安南國達魯花赤	各道提刑按察使	中書省断事官
	上路総管兼府尹	諸站都統領使	高麗國達魯花赤
從三品	諸節鎮使	諸轉運使	中下萬戶
	諸省断事官	諸路斡脱府（達魯花赤総（角戶）［管尹］）	下路総管府達魯花赤
	西夏新民安撫使	理断畏吾児公事官	
正四品	節度使	各道按察副使	副統軍
	都統領	散府達魯花赤	散府知府
	安撫副使	大都人匠総管	上都副達魯花赤
	高麗國副達魯花赤		
從四品	上都副留守	管軍総管	副招討
	上州尹	経略副使	諸州刺史
	諸站都提領副使	安南國副達魯花赤	同知都轉運塩使司事
正五品	同知轉運使事	統領	上千戶
	營田使	提挙河渡司	宮城所提點
	中州達魯花赤	中州知州	（覆）［覆］實司兼辨験官諸路雑造提挙

招（討）［討］使	
経略使	
上路総管府達魯花赤	
下路総管	
下路総管府達魯花赤	
元帥府監軍	
宣慰副使	
同知上都留守事	
上州達魯花赤	
同知上路総管府事	
総管府治中	
羅羅斯都元帥宣慰司断事官	

諸路（局）［弓］匠提挙　諸路箭匠提挙　大（路）［都］雑造提挙　諸管提挙（管三千戸上者）

都提挙漕運司事　安西王府（中郎）［郎中］令　同知下路総管事

簽書各道提刑按察司事　都轉運塩使司副使　西蜀川監榷茶場使　西夏新民安撫副使

従五品

両都兵馬都指揮使　諸路交鈔都提挙　同知諸路斡脱総管府事

扎魯火赤郎中　副統領　中下千戸

下州達魯花赤　昌州蓋利泊知使　下州知州　諸轉運副使

各道（■）［巡］行勧農使　各萬戸下鎮撫　上都留守判官　同知散府事

挙　真定等路（局）［弓］匠提

各處鉄冶提挙　諸路弦匠提挙　茶場使　四川中興交鈔提挙

諸管匠提挙（二千之下、一千之上）　諸塩司提挙　諸路交鈔同提挙

正六品

安西王府長史　諸塩司提挙　諸路交鈔提挙　総管府官

同知上州事　同提挙漕運司事　各處鐵冶同提挙　簽西夏新民安撫司事

諸管匠提挙（諸管一（下）［千］戸之下、五百戸之上者）

従六品

行省員外郎　漕運使　柴炭局使　同提挙

廣恵司推官　散府判官　赤縣達魯花赤　赤縣尹

上縣達魯花赤　上縣尹　同知中州事　諸塩使

營田副使　茶場副使　管軍総把　扎魯火赤員外郎

諸挙諸河路渠水利官　諸路交鈔庫提挙　諸路（局）［弓］匠同提挙　諸路箭匠同提挙

大都雑（達）［造］同提挙　四川中興交鈔同提挙

正七品

漕運副使　中縣達魯花赤
上州判官　管軍上百［戸］
各道巡行勸農副使　漢軍都元帥府計議官
諸管匠使（諸管五百戸之下、三百戸之上）
行中書省都事　元帥府経歴
塩使司副使　警巡副使
中州判官　管軍中下百戸
各道提刑按察司経歴　大都督府討議官
乞里乞思等處断事官経歴
諸管匠同提挙（謂管二千戸之上者）
行省照磨　行省管勾承發司
諸屯令　諸録事司達魯花赤
下州判官　両都司獄
諸管匠副提挙（管二千戸之下、千戸之上）
諸管匠局副（両管五百戸之下、三百戸之上）
都元帥府知事　監戦万戸府知事

従七品

各路総管府知事　漕運司知事
散府上中州儒学教授　警巡判官
主簿　中縣尹
諸路宣課提挙　萬億庫提領
各（■）［處］鐵冶副提挙　四川中興交鈔提挙司使
諸管匠同提挙（諸管二千戸之下、一千戸之上者）
招討司経歴　経略司経歴
下縣達魯花赤　下縣尹
諸管匠局使　各路総管府経歴
管領諸路打捕鷹（戻）［房］経歴
諸司匠同提挙（管（十）［千］戸之下、五百戸之上）
諸管匠局使　同知下州事

正八品

各路儒学教授　稟給司
諸録事　諸縣丞
各道提刑按察司知事　諸路雑造副提挙
市令　大都平準（軍）［庫］同提領
万戸府知事　統軍司知事
宣撫司主事　諸塩司判官
市丞　上路司獄
諸管匠副提挙（管一千戸之下、五百戸之上）

諸管匠局副（諸管三百戸之下、一百戸之上）　外路平準行用（軍）［庫］提挙

外路平準行用庫同提挙　大都平準庫使

正九品　諸站統領使司知事　大都四関廂巡検　諸塩場管勾　管軍総知事

下路司獄　屯丞　録事判官　稟給司丞

主簿兼尉　大都平準庫副使　外路平準行用庫使　外路行用庫提領

外路行用庫使

従九品　大都獄丞　諸路（■■）［医学？］教授　散府上中州司

諸塩場同管勾　縣尉　外路平準行用庫副使　外路行用庫副使

四　クビライ時代初期の官僚制

中統五年八月、カアンの座をめぐり争っていた実弟アリク・ブケの投降を受け、もはやゆるぎない政権を築きつつあった世祖クビライは、夏の首都たる燕京を「中都」とあらため、年号を『周易』の一節〝至哉坤元〟にもとづき、「至元」と改元した。兄の憲宗モンケの命を受け、開平府（のちの上都）に拠点をおいて華北経営に乗り出して以来、なんとはなしにそれまでの太宗オゴデイ、定宗グユク時代と同様、暫定的に金朝風のシステムを運用し、（帰順したひとびとの自己申告による官職名の追認も含めて）各地方官を「宣差」していた（中統四年には、旧金朝の律科出身で左三部郎中をもって致仕した鄭汝翼が唐律と金律にかかわる資料を収集、両者を対比、詳細な解説を施した『永徽法経』三十巻を著している）[1]。即位後、ブレインの姚枢等に命じて、徐々に中央、地方の各官庁の整理を開始し、その俸給表や運用規定の準備をさせていたが、ここに本格的に着手することとなったのである。

まず、長子のチンキムをトップに据える中書省の構造をみなおし、さらにクビライの黒衣の宰相ともいうべき劉秉忠に

光禄大夫太保参領中書省事を授けて中華風の政体のコーディネートを委ねた。[2] 次子マンガラ、末子ノムガンの幕下にもそれぞれ、華北経営に必要な顧問が送り込まれた。陝西四川、西夏中興、北京の三箇処の行中書省のほか、かつて厳忠済や李璮が抑えていた山東方面にもあらたに行中書省を設置した。華北の地付きの漢人世襲軍閥が解体され、モンゴル諸王の投下領を下敷きに、路分が確認されたのである。そして、史天澤、姚枢等の助言を受け、各路府州県における新たな官僚制の運行をうたう聖旨条格が定められ、中統三年作成の官員簿の基本台帳を参照しながら、翌至元二年にかけて施行された（各路の総管府には、「モンゴル」のダルガ、漢人（キタイ）の総管、ムスリムの同知を配置すること、とした。翌年には、州、県それぞれに上中下三つのランクが設けられている）。[3]

『事林広記』別集巻二のさいしょに掲げられた聖旨と四款の条画は、まさにそのときのもの、とくに第一款、第二款は、『元典章』や『通制条格』にはのこっていない根本資料で、モンゴル諸王の任命する投下のダルガが、遷転（三年一期）の対象外であること、はっきり言明されている。第二款にいう五品以上に与える宣に押す皇帝の印（一、二品は玉製、三～五品は金印）も、このときあらたに鋳造された。至元三年には〝勅牒の旧式〟があらためられた。そして、至元元年からかぞえて三年、さいしょの遷転が行われた至元四年、品官の子孫の恩蔭の体例も定まった。[4] 三年後の至元七年には、管民官の遷転が以前の倍の六年一期に延長される（『元典章』巻八「吏部二・官制」において、内外の官の議案がほぼ三年ごとにもちあがっているのは、遷転制の任期満了と連動していること、いうまでもない）。

さて、出発点となったこの至元元年の聖旨、条画につづいて掲げられるのが、散官の位階表たる《大元文武官品之図》【図3】である。これは、あきらかに前巻の《宋朝文武官品之図》[5]と一対になっている。ところが、それは、至順刊本の『事林広記』が収録する位階――すなわち大元ウルスの位階としてじゅうらいよく知られているところの表（はやくは『元典章』巻七「吏部一・官制」《資品》に見え、至正末年の『南村輟耕録』巻七「官制資品」でも同じ）――とはまったく異なるものであった。皇慶二年（一三一三）八月から延祐二年（一三一五）夏までのあいだに「亜中大夫」とあらためられる「少

中大夫」の四文字がみえ、しかもそれは従三品ではなく従四品に位置する。そして、なんとこの表では、従九品まで全て埋まっており、それぞれの資品は、正一品に三師（文散階）、三公（武散階）を設定することをのぞけば、『金史』巻三六「百官志」のそれとまったく同じなのであった。

大元ウルスでは、金朝の散階を一品ずつ繰り上げ、その結果、正従九品の散官が存在しなかったということは、歴代の官制史では大前提、ほとんど自明のことがらとしてあつかわれてきた。しかし、少なくとも至元初めは、金制が踏襲されていたことになる。とうじ朝廷で一連の変革をまぢかに眺めていた王惲が『玉堂嘉話』巻三において、

許左丞の「新定官制図」を作るに、大抵、唐を以て則と為し、品従は略（ほぼ）、金与（と）同じ。

と述べたのは、正しかったのである。というよりも、本図こそ許衡が作成した図の一部なのかもしれない。

つづいて、《朝官職事》をみてみよう。モンゴルは右を尊ぶのに、左が上位の官職として書かれているから、金朝の遺制をそのまま引き写したこと、容易に推測される。じじつ、それは、『金史』巻五五、五六の「百官志」ときわめて近く、各官職の下に割注で施される解説は、ときに一字一句まで重なり合う。《東宮品職》《宮輔府品職》《親王府品職》も、同じく『金史』巻五七「百官志」と対応する。

しかし、資品と同様、果たして旧金朝時代のものと素直にうけとってよいのかどうか。というのは、以上の記事は、ほとんどみな、富大用が『新編古今事文類聚』――南宋末期に建安の祝穆が詩文の作成の参考書として編んだ有名な類書――にあらたに附した新集、外集でも、各官職名の項目ごとに、「歴代沿革」の【大元】の記事として分散して収録するからである。いつ編纂されたのかは、序文や富大用の伝記等の資料がいっさいのこっていないため確定できないが、管見の限りでは、泰定三年（一三二六）の廬陵武渓書院刊本がいちばん早い（そもそもこの叡山文庫本の「官制類」は、大元ウルスのモンゴリアへの撤退からすでに二百年以上、見慣れぬ用語が続出、理解が難しかったのか、とりわけ誤字が目に付くが、前節の校勘作業を可能にしたのは、ひとえにこの元刊本のおかげである）。また、劉応李編・詹友諒増訂の『新編事文類聚翰墨全書』庚集

巻七以下の「官職門」でも、至元二八年に提刑按察司が粛政廉訪司に改名されたことに言及するなど幾分改訂を施しつつ、これをはっきり〝大元新制〟という。この類書は、大徳十一年（一三〇七）と泰定元年の序文をもつ二種の元刊本が知られている。富大用も劉応李も、『事林広記』に収録されるこの官職一覧表をみながら編集作業をおこなった（じゅうらい、これらふたつの類書の説く大元ウルスの官僚制には注意があつまらなかった。その意味で、バラバラにされる前の一覧表の威力は強烈、衝撃的である）[6]。泰定年間にいたっても、これらの記事がまったく差し替えられていないことからすれば、金朝を踏襲していた時期が、「大元」時代の初期、確かにあり、その状態を意図的に後世に伝えたと見てよいだろう。なお、この泰定二年は、和刻本『事林広記』の底本が刊行された年でもあった[7]。

そうした目であらためて《朝官職事》から《親王府品職》まで見直せば、それらが『元史』の「世祖本紀」や王惲の『中堂事記』などが語る中統・至元初期の状況とじつはそう矛盾していないことに気づく。既述のごとく、チンキムは、中統の初めより中書省と枢密院の上にたち、ほかの皇子とは少し違う扱いをうけていた。《宮輔府品職》たる太子太師には姚枢、太子太傅には竇黙、太子太保には許衡が、《東宮品職》のひとつ太子賛善には『授時暦』で名高い王恂が任じられた。クビライは、至元三年六月にノムガンを北平王に立て、翌至元四年八月には庶子のフゲチを雲南王として送り出すが[8]、そのとき《親王府品職》の傅としてココダイ、府尉の柴禎、司馬の寧源、文学の張立道等が同行した。マンガラの安西王府の設立は至元九年十月[9]、文学に姚枢の甥の姚燧を任じ、記室参軍には——結果的に辞退されたが——金朝時代の名門、河東段氏の一員、段思温に白羽の矢が立った。

官庁の大規模な再編は、尚書省、大司農司の設立に代表されるように、二度目の遷転が実施される至元七年前後に行われた。そしてそれまでさんざん参照してきた『泰和律』の使用禁止命令が出されたのは、翌至元八年——「大元」の国号が定められ、中華風の朝儀が整えられた冬の日のことであった[10]。三度目の遷転を控えた至元十年三月のチンキムの立太子、チャブイの立皇后の儀式は、それらの総仕上げであったといっていい。

『泰和律』に代わる新格、史天澤、姚枢等が長期にわたって整理、編纂してきた『至元大典』は、まさにこの至元十年より暫定的に試行が始まった。至元十二年には、モンゴルの駙馬国となったばかりの高麗が、クビライの聖旨をうけて、王朝内の官職名を使臣の岳都因（イルチ　ウルトゥイン）（＝岳脱衍、阿禿因）と相談、改革している（翌年には度量衡も統一される）[11]。この段階で、大元ウルスの官制がいったん整備されていたことを示すだろう。のち至大元年（一三〇八）五月、高麗では忠宣王（瀋陽王）エジル・ブカが改訂した官制が頒行されるが、これもまた武宗カイシャンの改革を受けてのことだった[12]。

以上からすれば、対馬本、叡山文庫本の『事林広記』における「郡邑」、「国典」、「俸給」などもまた、じつは中統・至元初期の状況とみてよいのかもしれない。（至元二年の礼楽制定のさい参照されたのも、金の太常寺掌故張珍の『畳代世範纂要』であった）。そもそもこの「増類」本において、《朝官職事》のみ品級が記されていないのは、すぐあとの巻三「官制類俸給」《朝官俸給》とセットで併せ参照することが想定されており、省略しても差し支えないと判断されたからだろう。

ちなみに、《朝官職事》にみえる「登聞検院」、「典衛司」のふたつの職は、至正四年（一三四四）、大元ウルス朝廷で編纂された正史であるところの『金史』の解説によると、『泰和律』には記載がなく、『士民須知』なる書物に拠ったという。この『士民須知』、華北の行政区画の一覧も収録していたようで、おそらくは『事林広記』に似た類書だった。モンゴルは、太宗オゴデイのころから『遼史』、『金史』、『宋史』の編纂を意識しており、元好問、王鶚等の努力によって、『実録』はもちろん、さまざまな根本資料が集積されていた。にもかかわらず、『事林広記』の記事よりも簡略な記事しか載せない場合がある。意図してのこと、いうまでもない。

いっぽう《外任職員》は、巻三「官制類　俸給」《外任俸給》のそれ、『金史』の「百官志」とはまったく対応しない。そして、一見するだけでも、現行の『元典章』の巻七「吏部一・官制」《職品》［内外文武職品］（大徳七年～大徳十一年頃）、至順年間の『事林広記』が記す「外任諸衙門官職」（至大四年～皇慶元年頃）、カラ・ホト文書F61：W4[13]（泰定年間以降）よりも早い段階のリストであることがわかる。『翰墨全書』、『古今事文類聚』が言及しない職も多々あり、文字通り唯一

無二の資料である。アユルバルワダの即位時には、カイシャン時代の否定のために、いったん百司の品級が上がっていたものをすべて〝至元の旧制〟にひきもどしたから、増類時にもこうした古い情報は、のこしておく必要があると考えられたのだろう。(14)

至順刊本は、巻頭の至元元年の聖旨、条画につづけて、大徳十一年十二月日の詔書の条画一款を増補する。資品表と同様、おそらく延祐年間以降に加えられた情報だろう。「刑法類」の情報やこの記事の直後の大元ウルス治下の［官員禄廩俸給］が江南の官吏しか扱っていないことからすれば、至治三年（一三二三）の『大元通制』や『元典章』を参照した可能性も高い。旧南宋領の官僚がほぼみな鬼籍に入った至順以降の刊本では、南宋の情報がすべて削除され、金朝以来の「華北との対比」はなくなり、完全に「混一」されてしまう。

では、この叡山文庫本のリストは、いつごろの状況を示すのか。

安西王府の開設は至元九年の冬、マンガラの死にともない、いったん廃止されるのが至元十七年六月。(15)従三品の理断畏吾児（ウイグル）公事官も、至元十一年設置、至元十八年二月には北庭都護府に改められる。そして、正二品の諸站都統領使司は、至元十三年正月に通政院に改組された。(16)したがって至元十一、十二年のわずか二年のあいだということになる（ただし、正五品の覆實司兼辨験官は、『永楽大典』巻二一九「広誼司」の記述を信じるならば、至元十四年の設置でしかも秩従五品である）。それは、このリストが旧南宋領について触れていないことにも合う。

とりあえず、金朝時代の官制を踏襲する至元八年以前の華北の《外任職員》のみ、新しい情報に差し替えられた。新しい《朝官職事》は、この時点では入手できていなかったのだろう。対馬本の当該巻が欠落しているので断言はできないが、その差し替えは、あるいは、大徳年間の最初の「増類（新増）」のさいに行われたものかもしれない。とうじ既に書肆から発行、流通していたという『仕民要覧』、『断例条章』、もしくは『金玉新書』、『官民準用』の類(17)を参照した可能性もある。

そして、この《外任職員》のリストの出現によってはじめて、『元典章』巻七「吏部一・官制一」《職品》に［拾存備照品官雑職］の項目が立てられたことの意味が真に理解できるのである。解由状に記される各官の履歴や過去の案件を調べたり、各官庁の題名碑などの撰文を依頼されたりしたさい、既に廃止になった職官の品級表はどうしても必要だった。また、至元十一年から至元十二年のあいだの状況を示す《外任職員》と照合すれば、この［拾存備照品官雑職］のそれぞれは、廃止時期を数段階に分類できる――そのうちのひとつ、アリク・ブケ家、オイラト諸部族の勢力下にあった乞里乞思（キルギズ）等処断事官の存廃は、じつは、カイドゥの台頭とも密接にかかわるのだ――。しかも、同じ職官でも品級が移動している場合もある。《外任職員》にしかみえない職もある。

たとえば、正四品の節度使については、中統四年五月、九月に立石された碑の関係者リストのなかに宣差節度使、宣差節度同知、滑州節度判官の肩書きをもつ者がいること、至元二年の段階で靳和なる人物が絳陽軍節度使であることから、大元ウルス初期、金制が踏襲されていたこと、すでに清朝乾嘉年間の考証学者たちによって指摘されていた[18]。しかし、節度使の廃止の時期と原因を、至元初め、諸路に総管府が設置されたことに求めていた点は、大幅に修正せねばならなくなったわけである。そして、定海軍節度判官であったという崔世栄の神道碑なども読み直しが必要となってくる[19]。

ところで、金朝以来の資品の位階は、いったいいつ、繰りあげられたのだろう。『元史』巻八三「選挙志三」は

> 凡そ文武の散官は、多く金の制を采用し、建官の初め、散官は例として職事より二等を降す。至元二十年、始めて陞官の職、品と対するも、九品に散官無ければ、之を「平頭勅」と謂う。

という。至元二十年の時点では、もはや資品に正従九品は存在しなくなっていた。《外任職員》の記事の差し替え時には、まだ《大元文武官品之図》が有効だったと考えれば、至元十年以降の十年間に限定される。

至元十一年、南宋の牙城であった樊城、襄陽の降伏以降、将軍バヤンは江南をゆっくりと進軍、各地をほとんど戦うことなく接収していったが、そのさい、現状維持の原則のもとに、それまでの官職と同等の地位を保証する任命状を乱発し

た。しかし、至元十三年、杭州の南宋朝廷が無血開城し、じっさいに南北混一がなされてしまうと、すぐ問題となってきたのが、この旧南宋治下の文武の官僚の処遇であった。そもそも、それ以前に、接収にあたって功績のあったモンゴル軍のそれぞれに褒賞として江南における権益、官職を与えねばならない。ポストが足りなくなるのは、当然のことであった。といって、旧南宋の面々をそのまま失職させてしまえば、不満はつもり、モンゴル政府にとっては不安材料となる。そこで、クビライ、チンキムがとったのが、つぎのような手段であった。

まず、将軍バヤンに命じて旧南宋政府の高官と学生たちをとりあえずいったんすべて上都に連れ帰らせた。正二品以上であった官僚はそのまま中央で職を与え、それ以下の官と学生については、そのご数年の間にそれぞれの能力を見極め、前者は以前とほぼ同じランクの地方官等に任命、後者は役にたつものだけ留めてあとは帰らせた。そして、江南が落ち着くまでしばらくしのぎ、至元十七年から遷転官員の法、俸禄表を整理しなおし、至元十九年秋（江南接収後の遷転から数えて二期目）、それまでの昇進、転任、左遷等のシステムの見直しを断行した。その結果、旧南宋の三品はなんと六品へ、ひどい場合は四ランク格下げ、七品、八品の下級官僚だったものは、いきなり九品より下の案牘、税務監當官や巡検（交番勤務の警官）ということになった。[20] そしてこれらの事務、実職ポストに仕官を希望する大量の人々を詰め込んだのである。ランクひとつ上げるだけでも九年から十二年の歳月を要し、しかもそれを何度もくりかえさねばならないので、キャリアになるまでの道のりは気が遠くなる話となった。そうすることによって、いったん入流した職事の官吏たちの潤滑な遷転システムは守られるという目算であった。したがって、資品も九品前後をファジーな状態にしてしまう必要があったのである。このシステムでは、もともと宣勅をもらっていた華北の官僚たちは護られ、しかも給料、席次、封蔭、服色等の根拠のひとつとなる資品もひとつ上がるわけだから、不満があろうはずもない。そこにカラクリがあった。じじつ、のち至正四年に江南行台が編纂、刊行した『至正金陵新志』巻六「題名」をみると、至元十九年より前の任官者は、事情を知らない人たちの誤解を招くことを恐れてだろう、資品が記されない。

この『事林広記』のテキストは、対馬本と同様、クビライとチンキムの不仲、三年間にわたるチンキムのカアン即位という大元ウルス最大のタブー[21]が生じる以前のデータを含む。したがって、『元典章』、『大元通制』を補い、『元史』の「百官志」を書きかえる根本資料となる。これまで、『元典章』や至順刊本に列挙される内外の官職は、その一覧表の成立時期、重層構造を深く考えることなく、すべての時期に一律に適用し、論が組み立てられていくことが多かった。『元史』の各志は、既知の元刊本『事林広記』と同じ至順年間に、文宗トク・テムルの聖旨のもと、編纂された『経世大典』に依拠する。これらの国家編纂物や官僚たちのものした文章がときに一様に口を噤んで語らないこと、言葉を飾りウソをつくこと、資料としての限界が浮かび上がってくる。少なくとも、至元年間について語る資料は、典籍、碑刻ともにみな、こんごこの叡山文庫の『事林広記』の理解のうえによまねばならなくなった。別のヴァージョンのテキストが見つかれば、さらに深く、個々の事象をつきつめていくことができよう[22]。

チンギス・カン以降クビライ初期にかけての諸々の制度は、資料の限界もあってほとんどが未解明である。しかし、金朝治下のジュシェンや（カラ・）キタイ、ウイグル、さらにはタングト等の経験と知恵が多く摂取、踏襲されていったことは、この『事林広記』の例からも想像に難くない[23]。バトゥやフレグをはじめ、モンゴル諸王は、大元ウルスの版図内にも投下領とよばれる所領を有しており、その結果、ロシアや中央アジア、中東方面と絶えず人、モノ、情報が交流していた。各ウルスの創設期において、ケシク制やクリルタイ、トイ等とは別に、当該版図での官制、朝儀の装い、行政区画の設定、各投下の現実がそれぞれどうであったのか、それがどう変化していくのか、こんご詳細に比較、検討していく必要がある。

① オゴデイの二年（一二三五）、モンケの元年（一二五一）にいちおう大まかながら華北統治の官制が定められた。『山右石刻叢編』巻三〇「王氏世徳碑」、巻三一「梁瑛碑」、『四庫全書総目』巻八四「政書類存目」、『通鑑続編』巻二四「庚午六年春正月」

② 『蔵春詩集』巻六「拝光禄大夫太保参領中書省事制」（中統五年八月日）、『仏祖歴代通載』巻二二

③ 『元史』巻五「世祖本紀」［至元元年八月乙巳（四日）］、巻五「世祖本紀」［至元元年十二月乙巳、庚午］、［至元二年二月甲子］、［至元

二年閏五月丙寅」、『通制条格』巻六「選挙」《廕例》、『山右石刻叢編』巻二七「劉会碑」、『民国重修新城県志』二二「元至元二年初建儒学記碑」

④『元典章』巻八「吏部二・官制」《承廕》［品官廕叙体例］、巻十一「吏部五・職制」《代満》［代官到任務方許離職］

⑤前掲「対馬宗家旧蔵の元刊本『事林広記』について」【図3】参照。

⑥いずれの類書も『事林広記』と同様、朝鮮、日本で盛んに利用された。なお、二〇〇二年、韓国の慶州孫氏の邸宅で、安承俊により、『至正条格』、『山居四要』（『事林広記』や『居家必用』と似た内容をもつ）、『新編古今事文類聚』の元刊本がまとまって発見された。

⑦泰定二年に、江西行省検校官の王元亮が唐律と金朝・大元ウルスの律を比較、図表化し『纂例』として纏め、二年後には龍興路で刊行されていることからすると、とうじ『泰和律令』の閲覧はさほど困難ではなく、大元ウルスの諸制度との区別もできたはずである。なお、『永楽大典』巻七五一七「倉官」にも『泰和定律』の逸文がのこる。

⑧『元史』には記載がないが、山東の霊巌寺に今も立つモンゴル語直訳体聖旨碑によれば、クビライは、天寿節（カアンの誕生日）の八月二八日、ティベットに近い貴徳州の必赤里にまで出張ってきていた。至元四年は、パクパの言によって金転輪聖王として白傘蓋の仏事を初めて行い大都建設にとりかかった年である。バラクとチャガタイ・ウルス全体への睨みは当然のこととして、前後の『元史』本紀、『安南志略』巻二「大元詔制」［至元四年七月諭安南詔］などから辿っても、その動きの意味するところは重大である。『霊巌寺』（文物出版社　一九九九年）、『泰山石刻大観』（線装書局　二〇〇二年）。なお、舩田善之「蒙文直訳体の展開――霊巌寺聖旨碑の事例研究――」（『内陸アジア史研究』二二　二〇〇七年三月）は、移録に限れば正確だが、全体の把握、個々の分析ともに粗雑といわざるをえない（この年この日を選んで禅宗の大刹に聖旨を発令したことの価値にすらきづいていない）。

⑨『元史』巻七「世祖本紀」［冬十月丙戌朔］、『隴右金石録』巻五「宝慶寺記」

⑩至元七年八月の段階でも、会議、宴会等における文武の官の席順を、『泰和律』に依拠して①職官の品級順②同等の場合は着任順③同時着任の場合は散官の品級順と定めている。『元典章』巻十三「吏部七・公規一」《座次》［官職同者先授在上］、『滋渓文稿』巻二二「故昭文館大学士中奉大夫知太史院侍儀事趙文昭公行状」

⑪『元史』巻八「世祖本紀」［至元十二年十一月甲午］、『高麗史節要』巻一九「忠烈王元年八月」、『高麗史』巻二八「忠烈王世家一」［冬十月庚戌］、巻二九「忠烈王世家二」［五年夏四月］

⑫『高麗史』巻三一「忠烈王世家五」［三十四年五月丙戌、六月辛丑］、巻三三「忠宣王世家一」［忠烈王三十四年十一月辛未］

⑬李逸友『黒城出土文書（漢文文書巻）』（科学出版社　一九九一年図版伍）

⑭『元史』巻二四「仁宗本紀」［至大四年三月丁酉］

⑮『元史』巻十一「世祖本紀」、『国朝文類』巻四九「中書左丞李忠宣公行状」

⑯『永楽大典』巻一九四一六「站赤」

⑰『歴代名臣奏議』巻六七鄭介夫「上奏一綱二十目・定律」、『四庫全書総目』巻八四「政書類存目」。なお、『翰墨全書』后丁集巻五「器用門・書簡」には、とうじ江南では流通していなかった華北刊行の『断例』六冊を郎中から借りうけ筆写するという例文があげられている。河南安陽の出身で福建路転運副使となった梁琮にも、『官吏須用』十六巻、『唐律類要』六巻の著作がある。

⑱『山右石刻叢編』巻二六「絳陽軍節度使靳公神道碑」、『常山貞石志』巻一五「晋州五岳観碑」、『滑県金石録』巻七「大朝蒙古国滑州白馬県太平郷岳村創修寧真観碑」

⑲呉紹田『源遠流長的東萊文明――平度歴代碑刻研究』（山東人民出版社　二〇〇四年　一二～一六頁）。この碑は皇慶元年の立石とされ、そこに記される崔世栄の子供たちの経歴の信憑性、史料的価値はともに高い。ただ、額と碑身の内容が合致せず、〝大元〟を〝元〟とするなど、明代以降に少なくとも一度、子孫によって彫直しされている。

⑳『元典章』巻八「吏部二・官制二」《選格》「官員遷転例」。たとえば、『宋史』、『元史』に名前のみえる呂師孟は、大都に四年間留められたあと、あらためて嘉議大夫、漳州路総管、行淮東道宣慰副使に任じられたという。方回撰「故宣慰嘉議呂公墓誌銘」（江南の文物Ⅱ』明石市立文化博物館　二〇〇一年　六七頁）参照。

㉑至元十七年十二月、二十年六月の二度にわたって、大元ウルスが忠烈王を冊して〝開府儀同三司中書左丞相行中書省事〟、〝征東中書省左丞相〟としているのは、チンキムのカアン即位時と、クビライの復位時を示す目安となろう。『高麗史』巻二九「忠烈王世家」〔六年十二月辛卯〕、〔九年六月癸未〕

㉒王禎の『農書』や『永楽大典』巻六六二「辟廱旧規」、巻七七〇二「北京」、巻八六二八「遠行」、巻八六二九「修行」などに引かれる『事類全書』も、『博聞録』、初期の『事林広記』、『居家必用事類全集』（邵慧辰『四庫簡明目録標注』によれば、編者は李梓。『翰墨全書』や『事林広記』を刊行した呉氏友于書堂・椿荘書院による後至元五年の甲～癸十集本のほか、前集十二巻後集十巻で構成される元刊本もあった）ときわめて密接な関係をもつ挿絵入りの類書であった。あるいは、『古今韻会挙要』や『金石例』に引用される『事祖広記』も類似の書か。

㉓『元史』巻一一〇「三公表」によれば、大モンゴル初期の記事を多く載せる『和林広記』なる書があったという（和林は首都カラ・コルムの漢訳）。

五　おわりに

天台宗の僧侶たちは、金末から大元ウルスにかけてのさまざまなことがらを、ほぼリアル・タイムで知っていた。じゅうらい、モンゴル時代の大陸と日本の交流は、どうしても十四世紀以降めざましい展開をとげる鎌倉、京都五山を中心とした禅宗に焦点が絞られがちであった。しかし、それ以前、たとえば至元三年から六年にかけて（まさに叡山文庫の『事林広記』に記録される官制が運用されていた頃）、大元ウルス朝廷および高麗から日本に送られた外交文書の写しは、東大寺尊勝院や興福寺一乗院に保存されていた。奈良の西大寺には、パクパ字を刻む普寧寺版の『大蔵経』も伝わる。それに、考

えてみれば、鎌倉の称明寺や京都の泉湧寺の例をもちだすまでもなく、とうじ密教、律宗、禅宗いずれにあっても諸宗兼学がふつうとされ、医学や薬学、卜占、陰陽、音楽などの雑学も尊ばれるようになっていた。漢籍、とくに最新の情報を伝え、さまざまな書物の精髄をコンパクトにまとめる類書の輸入は、いずこにおいても絶えず極めて熱心に行われていたはずである。

文献上の記述と現地、現物の照合作業――鎌倉末期から室町時代の対外交流の拠点、あるいは公家、守護大名たちの文化サロンの形成に重要な役割を果たした寺院を中心に調査をすすめ、舶来の刊本のみならず、写本、文書の紙背、抄物、日本で編纂された韻書・類書の引用にも目をむけていくべきだろう。同時期の醍醐寺三宝院や興福寺大乗院、高野山の学問体系も気になるところである。日本学と中国学、歴史・文学・語学・宗教・美術といった学問の垣根はもとより、中世・近世なる時代区分も取り払って、資料を博捜し、総合的に考えていく時期がきている。①

そのはじまりの第一歩として、まずは、この象徴的かつ貴重な叡山文庫の写本が、対馬宗家旧蔵の元刊本とあわせて影印公刊のはこびとなり、各分野で広く利用に供されることが望まれる。関係各位の善処に期待したい。

① ときに、江戸時代の資料も有効である。さいきん韓国の張東翼が再発見し価値を措定した『異国出契』（京都大学文学部蔵）は、十七世紀後半に整理された歴代外交文書集であった。対馬本の系統の『事林広記』をみていた伊藤東涯は、『輶軒小録』「新羅鐘并元世銅馬之事」で、博多聖徳寺の塔頭瑞応庵の墓地で掘り出された壺に、大元ウルスの行宣政院福建分院が客商の謝福に発行した銀錠など、財宝が詰まっていたこと、挿絵入りで詳しく解説する。また、かの曲亭（滝沢）馬琴は、随筆『燕石雑志』の「漢雲長［附］漢寿亭侯」「関羽印の追考」にて、京都五山は建仁寺の住持であった古澗慈稽の『三体詩抄』六巻（伊藤東涯がじっさいに閲覧。一乗寺曼殊院蔵のテキストか）に依拠して、足利義満が大陸から取り寄せた関羽の像と印、恕中無慍（「混一疆理歴代国都之図」の原図のひとつ「広輿疆理図」を作った天淵清濬の師）の記が、さいしょ京都は京極芝の薬師（大興寺）に、そのご吉田神楽岡の東北院に寄進されたことを伝え、同時に藤原貞幹『好古日録』も参照しながら、明の東皐心越禅師が将来し、水戸藩の禅寺に納められたふたつのバクパ字印――「Bi-śowli（畢守礼?-）」「Dźhiw-□k'eu（鄒□屈?-）」と人名を刻む――を紹介している。

【付記】本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

（京都大学人文科学研究所助教）

On the Manuscript of the *Shilinguangji* in Eizan Bunko Collection

by

MIYA Noriko

The *Shiliguangji* 事林広記 is an illustrated encyclopedia that was compiled during the period of the rule of the Daiön yeke Mongol ulus. It was based on the *Bowenlu* 博聞録 of Chen Yuanjing 陳元靚, which had been compiled during the last of the Southern Song in the famed publishing center of Jian'an 建安 in Fujian 福建. Revised editions of the work continued to be published down to the Ming dynasty era. The encyclopedia was widely employed by aristocrats, bureaucrats, and Buddhist priest on the Korean peninsula and in Japan. It played an important role in fostering a common culture that transcended historical periods and geographic boundaries. Several editions are extant, but recently the existence of Yuan-era printed edition, that seems to have passed through the hands of Zen priests of the Gozan temples in Kyoto and then to have been possessed by the So 宗 family, the rulers of the Tsushima 対馬 domain, and used in diplomatic relations with the embassies from Joseon, has been confirmed. The contents are older than any other edition, and it contains diagrams and explanations of rites conducted at the imperial court and the bureaucratic system of Southern Song and Jin dynasties as well as excerpts from the lost *Taihelüling* 泰和律令 and *Zhiyuandadian* 至元大典. But now, a manuscript version that supplements nearly all the lacunae in the printed text has been discovered at Eizan Bunko, the collection of Tendai scripture at Ōmi-Sakamoto in Shiga Prefecture. The book was once owned by the Eshin-in cloister at Hieizan Enryakuji temple. As a result of the discovery of this manuscript, there is now a great impetus to revise our understanding of the political and bureaucratic system of the founder Shizu 世祖 Khubilai and even basic sources such as the *Yuandianzhang* 元典章 and the *Yuanshi* 元史. This study collates the texts and provides the complete text of one fascicle that is devoted to the particularly important bureaucratic system in order that the text be available for use in the future. It includes a chart showing the titles and ranks of regional officials throughout northern China from a period earlier than the *Yuandianzhang,* from Khubilai accession to the Khanate to the absorption of the Southern Song. In addition, by comparing various sources, I demonstrate that the honorary titles that paralleled the bureaucratic hierarchy and the establishment of regional offices dur-

ing the period followed the system of the Jin dynasty.

The Modification of the Twelve-animal Cycle in the Cultural Sphere of Literary Persian: A Consideration of the Twelve-animal Cycle of the Timurid Period

by

ISAHAYA Yoichi

The Mongol invasion of early thirteenth century had an enormous impact on the cultural sphere of literary Persian. This impact ranged over various realms, from the political to the cultural. However, the Turko-Mongolian invaders were also influenced by Iranian elements characteristic of this sphere. Therefore, the interaction between Turko-Mongols and Iranians has been regarded as a crucial factor in the consideration of the history of this sphere after the Mongol invasion.

This paper examines the conflation of Turko-Mongolian and Iranian elements from the standpoint of time measurements, and the focus of this paper is the twelve-animal cycle. Due to the conflation of Turko-Mongolian and Iranian elements, time measurements in this sphere were modified. This fact is embodied most clearly in the twelve-animal cycle. The twelve-animal cycle had first been used to represent years in the Mongol imperial calendar, which was based on the Chinese calendrical system (animal years). Therefore, the beginning of each animal year fell on Li-chun (立春), which marks the start of the year in the Chinese calendar. However, the start of animal years was moved to align with Nawrūz, the beginning of the Iranian year, which was fixed to the Vernal Equinox at that time. By tracing the process of this modification and examining this factor, we can elucidate one aspect of the interaction between Turko-Mongols and Iranians.

From previous studies, we know that the animal years of the Timurid period (1370-1507), during which the conflation of Turko-Mongolian and Iranian elements is found in its most characteristic form, are important for exploring this modification. Surveying animal years in Timurid sources, we can conclude that the nature of the animal years of the reign of Timūr (1370-1405), the founder of the dynasty, differs from that during and after the reign of Šāhrux (1409-1507), his de facto successor.

By taking animal years usually written alongside Hijrī dates from narrative his-